

第1条関係 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>○霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月7日 条例第24号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年2月25日条例第5号</p>	<p>○霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月7日 条例第24号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成28年2月25日条例第5号</p>
<p><u>(趣旨)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第1条 この条例は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。</u></p>	
<p><u>(設置)</u></p>	<p><u>(設置)</u></p>
<p><u>第2条 次に掲げる事務を行うために、市に、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p>	<p><u>第1条 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第17条及び霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第44条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p>
<p><u>(1) 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下第7条第1号及び第3号において「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下第7条第2号及び第3号において「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 霧島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年霧島市条例第〇号。以下第5号並びに第7条第2号及び第3号において「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(4) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年霧島市条例第〇号）第8条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(6) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じて、意見を述べること。</u></p>	
<p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(所掌事項)</u></p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は、第2条各号に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>(定義)</p> <p>第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）</p> <p>(2) 保有個人情報 <u>法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項</u> _____に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（<u>法第60条第1項</u> _____に規定する保有個人情報をいう。）<u>及び議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）</u></p> <p>(3) 諮問実施機関 情報公開条例第17条、<u>法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項</u>の規定により審査会に諮問した実施機関</p> <p>(略)</p> <p>(<u>審査請求に係る</u>調査審議手続の非公開)</p> <p>第13条 審査会の行う<u>審査請求に係る</u>調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(略)</p>	<p><u>第2条 審査会は、情報公開条例第17条及び個人情報保護条例第44条の規定による諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 審査会は、第2条____に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>(定義)</p> <p>第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）</p> <p>(2) 保有個人情報 <u>個人情報保護条例第22条第1項、第34条第1項又は第42条第1項</u>に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（<u>同条例第2条第3号</u>に規定する保有個人情報をいう。） _____</p> <p>(3) 諮問実施機関 情報公開条例第17条<u>及び個人情報保護条例第44条</u> _____の規定により審査会に諮問した実施機関</p> <p>(略)</p> <p>(_____ 調査審議手続の非公開)</p> <p>第13条 審査会の行う _____ 調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(略)</p>

第2条関係 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
(略)	(略)	霧島市職員等の旅	(略)	(略)	霧島市職員等の旅
(削る)	(削る)	費に関する条例の	個人情報保護審議会会長	日額 12,500円	費に関する条例の
(削る)	(削る)	規定による副市長	個人情報保護審議会委員	日額 11,500円	規定による副市長
(略)	(略)	及び教育長の相当額	(略)	(略)	及び教育長の相当額